

資料 3

2022年7月1日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・文書による報告事項の概要…………… 3
- ・アフィドピロペン（国内登録申請及びインポートトレランス申請並びに畜産物への基準値設定）…………… 6
- ・エトフェンプロックス（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）… 13
- ・シアントラニリプロール（適用拡大申請）…………… 20
- ・テトラコナゾール（インポートトレランス申請）…………… 28
- ・テトラニリプロール（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）… 33
- ・ピコキシストロビン（適用拡大申請）…………… 38
- ・フェンピロキシメート（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）… 43
- ・フルエンシルホン（インポートトレランス申請）…………… 49
- ・動物用医薬品・飼料添加物（暫定基準の見直し）…………… 58
（3品目：アンピシリン、バシトラシン、フェノキシメチルペニシリン）
- ・動物用医薬品（暫定基準の見直し）…………… 64
（5品目：塩化ジデシルジメチルアンモニウム、オルトジクロロベンゼン、クロキサシリン、カルバドックス、クマホス）
- ・アブシシン酸（対象外物質として設定）

②遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況について

- ・令和4年3月28日時点における公表・届出数…………… 70

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
アフィドピロペン（農薬/殺虫剤） （別紙1）	国内登録申請、畜産物への基準値設定及びインポートトレランス申請	農薬：登録なし	ADI:0.08 mg/kg 体重/日 ARfD:0.18 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 7.9% 幼小児（1～6歳） 10.8% 妊婦 6.9% 高齢者（65歳以上） 9.4% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
エトフェンプロックス（農薬/殺虫剤） （別紙2）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：稲、ばれいしょ等	ADI:0.031 mg/kg 体重/日 ARfD:1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 30.2% 幼小児（1～6歳） 75.6% 妊婦 27.2% 高齢者（65歳以上） 33.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
シアントラニリプロール（農薬/殺虫剤） （別紙3）	適用拡大申請	農薬：直播水稻、だいず等	ADI:0.0096 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 63.5% 幼小児（1～6歳） 79.9% 妊婦 51.9% 高齢者（65歳以上） 79.8%
テトラコナゾール（農薬/殺菌剤） （別紙4）	インポートトレランス申請	農薬：てんさい、かぼちゃ等	ADI:0.004 mg/kg 体重/日 ARfD:0.05 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 23.7% 幼小児（1～6歳） 42.0% 妊婦 20.1% 高齢者（65歳以上） 29.1% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
テトラニリプロール（農薬/殺虫剤） （別紙5）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：稲、キャベツ等	ADI:0.88 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 4.2% 幼小児（1～6歳） 5.5% 妊婦 3.6% 高齢者（65歳以上） 5.1%
ピコキシストロビン（農薬/殺菌剤） （別紙6）	適用拡大申請	農薬：キャベツ、はくさい等	ADI:0.046 mg/kg 体重/日 ARfD:0.2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 26.7% 幼小児（1～6歳） 53.8% 妊婦 25.9% 高齢者（65歳以上） 30.7% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
フェンピロキシメート（農薬/殺虫剤） （別紙 7）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：りんご、かんきつ等	ADI:0.0097 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.015 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 16.1% 幼小児（1～6歳） 33.3% 妊婦 13.3% 高齢者（65歳以上） 18.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フルエンズルホン（農薬/殺線虫剤） （別紙 8）	インポートトレランス申請	農薬：かんしょ、きゅうり等	ADI:0.014 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.33 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 1.6% 幼小児（1～6歳） 3.0% 妊婦 1.4% 高齢者（65歳以上） 1.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
アンピシリン（動物用医薬品/抗生物質） （別紙 9-1）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：牛及び豚	ADI:0.003 mg/kg 体重/日（JECFA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 8.6% 幼小児（1～6歳） 23.7% 妊婦 8.3% 高齢者（65歳以上） 8.0%
バシトラシン（動物用医薬品及び飼料添加物/抗生物質） （別紙 9-2）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認無し、飼料添加物：牛、豚及び鶏用	ADI:0.0039 mg/kg 体重/日（EMEA）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 24.0% 幼小児（1～6歳） 77.2% 妊婦 28.1% 高齢者（65歳以上） 18.9%
フェノキシメチルペニシリン（動物用医薬品/抗生物質） （別紙 9-3）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認無し	最大許容摂取量：30 µg/人/日（EMEA）	○長期暴露評価（TMDI/最大許容摂取量） 国民全体（1歳以上） 4.3% 幼小児（1～6歳） 3.4% 妊婦 4.3% 高齢者（65歳以上） 3.1%
塩化ジデシルジメチルアンモニウム（動物用医薬品/消毒剤） （別紙 10-1）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：畜・鶏体、鶏舎等の消毒	ADI:0.1 mg/kg 体重/日（EFSA、EPA）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.1% 幼小児（1～6歳） 0.3% 妊婦 0.1% 高齢者（65歳以上） 0.1%
オルトジクロロベンゼン（動物用医薬品/消毒剤） （別紙 10-2）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：畜・鶏舎等の消毒	MOE ^{注1} ：270,000,000 注1）暴露マージ（Margin of Exposure）： NOAEL と推定摂取量の比	
クロキサシリン（動物用医薬品/抗生物質） （別紙 10-3）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：牛	MOE:240,000	

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
カルバドックス （動物用医薬品/ 合成抗菌剤） （別紙 10-4）	暫定基準 の見直し	動物用医薬品：承認なし	不検出として管理されていることから、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。	
クマホス（動物用医薬品/寄生虫駆除剤） （別紙 10-5）	暫定基準 の見直し	動物用医薬品：承認なし	不検出として管理されていることから、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。	
アブシシン酸（農薬/植物成長調整剤）	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして設定	農薬：ぶどう	農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。	

JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

EFSA：欧州食品安全機関

EMA：欧州医薬品審査庁（現在 EMA に改称）

EPA：米国環境保護庁

(別紙1)

農薬名 アフィドピロペン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.2		申			0.0070~0.066(n=6)
その他の穀類	0.2		IT		0.15 米国	【米国ソルガム(<0.01~0.104(n=12))】
大豆	0.01	0.01		0.01		
ばれいしょ	0.01	0.01		0.01		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01		0.01		
かんしょ	0.01	0.01		0.01		
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01		0.01		
こんにゃくいも	0.01			0.01		
その他のいも類	0.01	0.01		0.01		
てんさい	0.02		申			<0.005,0.007,0.008
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	5		5		
かぶ類の葉	5	5		5		
クレソン	5	5		5		
はくさい	5	0.5		5		
キャベツ	0.5	0.5		0.5		
芽キャベツ	0.5	0.5			0.50 米国	【米国キャベツ外葉あり(0.010~0.276(n=10))】
ケール	5	5		5		
こまつな	5			5		
きょうな	5	5		5		
チンゲンサイ	5	5		5		
カリフラワー	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
ブロッコリー	0.5	0.5		0.4	0.50 米国	【米国キャベツ外葉あり参照】
その他のあぶらな科野菜	5	5		5		
チコリ	2			2		
エンダイブ	2	2		2		
しゅんぎく	2	2		2		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		2		
その他のきく科野菜	3	3		2	3.0 米国	【米国セロリ(0.027~1.635(n=9))】
その他のゆり科野菜	2			2		
パセリ	5	2		5		
セロリ	3	3		3		
みつば	2			2		
その他のせり科野菜	3	3			3.0 米国	【米国セロリ参照】
トマト	0.2	0.2		0.15		
ピーマン	0.2	0.2		0.1	0.2 米国	【米国トマト<0.01~0.097(n=17)】
なす	0.2	0.2		0.15	0.2 米国	【米国トマト参照】
その他のなす科野菜	0.2	0.2		0.1	0.2 米国	【米国トマト参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7		0.7		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7		0.07	0.70 米国	【米国きゅうり(0.053~0.406(n=9))】
しろり	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【米国きゅうり参照】
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【米国きゅうり参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【米国きゅうり参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【米国きゅうり参照】
その他のうり科野菜	0.7	0.7		0.05	0.70 米国	【米国きゅうり参照】
ほうれんそう	2	2		2		
オクラ	0.2	0.2		0.1	0.2 米国	【米国トマト参照】
しょうが	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	3	3		3		
みかん(外果皮を含む。)	0.2	0.2		0.15		
なつみかんの果実全体	0.2	0.2		0.15		
レモン	0.2	0.2		0.15		

農薬名 アフィドピロペン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2		0.15		
グレープフルーツ	0.2	0.2		0.15		
ライム	0.2	0.2		0.15		
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2		0.15		
りんご	0.03	0.02		0.03		
日本なし	0.03	0.02		0.03		
西洋なし	0.03	0.02		0.03		
マルメロ	0.03	0.02		0.03		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.03	0.02		0.03		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【米国チェリー希釈薬液(<0.01~0.021(n=8)】)
ネクタリン	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【米国チェリー希釈薬液参照】
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【米国チェリー希釈薬液参照】
すもも(ブルーンを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国 【米国チェリー希釈薬液参照】
うめ	0.02			0.015		
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03		0.03		
いちご	0.2		IT		0.15	米国 【0.0327~0.0601(n=5)(米国)】
その他の果実	0.2	0.2		0.01	0.2	米国 【米国トマト参照】
綿実	0.08	0.08		0.08		
ぎんなん	0.01			0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)		0.01				
その他のスパイス	0.2			0.15		
その他のハーブ	5	5		5		
牛の筋肉	0.01		申・IT	0.01		
豚の筋肉	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申・IT	0.01		
牛の脂肪	0.01		申・IT	0.01		
豚の脂肪	0.01		申	0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申・IT	0.01		
牛の肝臓	0.2		申・IT	0.2		
豚の肝臓	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2		申・IT	0.2		
牛の腎臓	0.2		申・IT	0.2		
豚の腎臓	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2		申・IT	0.2		
牛の食用部分	0.2		申・IT	0.2		
豚の食用部分	0.2		申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2		申・IT	0.2		
乳	0.001		申・IT	0.001		
鶏の筋肉	0.01		申	0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01		申	0.01		
鶏の脂肪	0.01		申	0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01		申	0.01		

農薬名 アフィドピロペン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.01		申	0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01		申	0.01		
鶏の腎臓	0.01		申	0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01		申	0.01		
鶏の食用部分	0.01		申	0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01		申	0.01		
鶏の卵	0.01		申	0.01		
その他の家さんの卵	0.01		申	0.01		
とうがらし(乾燥させたもの)				1		※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

※)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

答申（案）

アフィドピロペン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.2
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
その他のいも類 ^{注2)}	0.01
てんさい	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
かぶ類の葉	5
クレソン	5
はくさい	5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5
チコリ	2
エンダイブ	2
しゅんぎく	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注4)}	3
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	2
パセリ	5
セロリ	3
みつば	2
その他のせり科野菜 ^{注6)}	3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7

食品名	残留基準値 ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7
しろうり	0.7
すいか（果皮を含む。）	0.7
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7
まくわうり（果皮を含む。）	0.7
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.7
ほうれんそう	2
オクラ	0.2
しょうが	0.01
その他の野菜 ^{注9)}	3
みかん（外果皮を含む。）	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.2
りんご	0.03
日本なし	0.03
西洋なし	0.03
マルメロ	0.03
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.03
もも（果皮及び種子を含む。）	0.03
ネクタリン	0.03
あんず（アプリコットを含む。）	0.03
すもも（プルーンを含む。）	0.03
うめ	0.02
おうとう（チェリーを含む。）	0.03
いちご	0.2
その他の果実 ^{注11)}	0.2
綿実	0.08
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.01
その他のスパイス ^{注13)}	0.2
その他のハーブ ^{注14)}	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注16)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.001
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙2)

農薬名 エトフェンプロックス

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.5	○			0.06~0.14(#)(n=4)
小麦	0.3	0.5	○・申			0.022~0.16(#)(n=6)
大麦	3	0.5	申			0.57,0.98,1.46
ライ麦	3	0.5	申			(大麦参照)
とうもろこし	0.3	0.3	○	0.05		<0.01,0.06(¥)
その他の穀類	5	5	○			1.21~2.24(n=4)(あわ)
大豆	0.1	0.2	○	0.05		<0.01~0.060(n=7)
小豆類	0.05	0.05	○	0.05		
えんどう	0.01	0.05	○	0.05		(らっかせい参照)
そら豆	0.05	0.05	○	0.05		
らっかせい	0.01	0.05	○			<0.01(#)(n=4)
その他の豆類	0.05	0.05	○	0.05		
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.03	○			<0.005~<0.01(n=4)(みずいも)
かんしょ	0.01	0.03	○			<0.01(n=4)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)(やまのいも)
てんさい	0.3	0.3	○			0.01,0.10(¥)
さとうきび	0.03	0.03	○			0.005,0.007(#)(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			<0.01~0.06(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	5	○・申			0.84~9.42(n=6)
はくさい	7	5	○			1.79~2.88(n=4)
キャベツ	0.9	1	○			0.019~0.394(n=4)
芽キャベツ		2				
ブロッコリー	10	10	○			1.16,3.44(¥)
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.08~0.5(n=4)(畑わさび(根及び根茎))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	2	○			0.05~1.20(n=6)
その他のきく科野菜	10	10	○			3.98,4.84(¥)(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.028~1.00(n=6)
みつば	6	5	○			1.27~2.54(n=4)
その他のせり科野菜	2	2	○			0.02~0.7(#)(n=4)(せり)
トマト	2	2	○			0.264,0.609(¥)
ピーマン	7	5	○			1.40~2.77(n=4)
なす	2	2	○			0.16,0.64(¥)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【0.79~1.33(#)(n=3)(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.162~0.54(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○			0.126,0.49(¥)
すいか		0.03	○			
すいか(果皮を含む。)	2		○			0.12~0.68(n=5)
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	2		○			0.34~0.98(n=4)
まくわうり(果皮を含む。)	0.2		IT			【0.040,0.042,0.052(韓国)】
その他のうり科野菜	1	1	○			0.14~0.56(n=4)(にがうり)
オクラ	3	3	○			0.16,1.10(¥)
しょうが	4	3	○			0.18~1.59(n=4)(葉しょうが)
未成熟えんどう	3	2	○			0.40~1.14(n=5)
未成熟いんげん	4	3	○			0.76,1.14,1.21
えだまめ	3	3	○			1.02,1.08(¥)
その他の野菜	15	10	○			0.84~5.44(n=4)(ほうきぎ)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
みかん		0.2	○			
みかん(外果皮を含む。)	10		○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
なつみかんの果実全体	10	3	○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
レモン	10	5	○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	5	○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
グレープフルーツ	10	5	○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
ライム	10	5	○・申			(すだち、かぼす、ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	10	5	○・申			2.45,3.28(すだち)、3.10(かぼす)、4.22(ゆず)
りんご	5	2	○・申	0.6		0.39~2.34(n=6)
日本なし	2	2	○	0.6		0.62,0.72(¥)
西洋なし	2	2	○	0.6		(日本なし参照)
もも		0.1	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○	0.6		1.09,1.12(¥)
ネクタリン	0.6	0.6		0.6		
ぶどう	4	4		4		
かき	2	2	○			0.72,0.85(¥)
マンゴー	5	5	○			0.65~2.24(n=4)
なたね	0.01	0.01		0.01		
くり	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)(¥)
茶	10	10	○			1.62,3.98(#)(¥)(荒茶)
その他のスパイス	40	20	○・申			8.34~15.8(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	0.7	0.7	○			0.18~0.34(n=4)(畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.2	0.2		0.5		推:0.13
豚の筋肉	0.2	0.2		0.5		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.5		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	6	6		0.5		推:5.4
豚の脂肪	6	6		0.5		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6	6		0.5		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.3	0.3		0.05		推:0.21
豚の肝臓	0.3	0.3		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.4	0.4		0.05		推:0.36
豚の腎臓	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
乳	0.4	0.4		0.02		推:0.38

農薬名 エトフェンプロックス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.02 0.02	0.02 0.02		0.01 0.01		推:0.017 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	1 1	1 1		0.01 0.01	1.0: 米国 1.0: 米国	【推:1.04(米国)】 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.07 0.07	0.07 0.07		0.01 0.01		推:0.067 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.07 0.07	0.07 0.07		0.01 0.01		(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.07 0.07	0.07 0.07		0.01 0.01		(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.4 0.4	0.4 0.4		0.01 0.01	0.40: 米国 0.40: 米国	【推:0.40(卵黄)(米国)】 【鶏の卵参照】
魚介類	0.8	0.8				推:0.77

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

エトフェンプロックス

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
小麦	0.3
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.3
その他の穀類 ^{注1)}	5
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.01
そら豆	0.05
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.05
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.02
てんさい	0.3
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
はくさい	7
キャベツ	0.9
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	3
その他のきく科野菜 ^{注5)}	10
ねぎ（リーキを含む。）	2
みつば	6
その他のせり科野菜 ^{注6)}	2
トマト	2
ピーマン	7
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	2
メロン類果実（果皮を含む。）	2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注8)}	1
オクラ	3
しょうが	4
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注9)}	15
みかん（外果皮を含む。）	10
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	10
りんご	5
日本なし	2
西洋なし	2
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	0.6
ぶどう	4
かき	2
マンゴー	5
なたね	0.01
くり	0.05
茶	10
その他のスパイス ^{注11)}	40
その他のハーブ ^{注12)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	6
豚の脂肪	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.4
豚の腎臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4
牛の食用部分 ^{注14)}	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.4
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	1
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07
鶏の腎臓	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07
鶏の食用部分	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07
鶏の卵	0.4
その他の家きんの卵	0.4
魚介類	0.8

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 シアントラニプロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○	0.01		<0.01,<0.01(¥)
とうもろこし	0.01	0.05	○	0.01		
大豆	0.4	0.4	○	0.4		
小豆類	0.3	0.3		0.3		
えんどう		0.3				
そら豆		0.3				
その他の豆類		0.3				
ばれいしょ	0.2	0.2	○	0.05	0.15; カナダ	【<0.003~0.11(#)(n=21)(カナダ)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05		0.05		
かんしょ	0.2	0.2	○	0.05	0.15; カナダ	【カナダばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○	0.05	0.15; カナダ	【カナダばれいしょ参照】
こんにやくいも	0.05	0.05		0.05		
その他のいも類	0.05	0.05		0.05		
てんさい	0.05	0.05		0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.1	○	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20	20	○	20		
かぶ類の根	0.05	0.05		0.05		
かぶ類の葉	20	20		20		
西洋わさび	0.05	0.05		0.05		
クレソン	20	20		20		
はくさい	3	3	○	20	3; カナダ	【0.22~0.82(n=8)(キャベツ)、0.009,0.086(カリフラワー)、0.23~1.1(n=12)(ブロッコリー)(カナダ)】※1
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2		2		
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	0.5	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チンゲンサイ	20	20	○	20		
カリフラワー	3	3	○	2	3; カナダ	【カナダキャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	3	3	○	2	3; カナダ	【カナダキャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.05	0.05		0.05		
サルシフィー	0.05	0.05		0.05		
チョコリ	20	20		20		
エンダイブ	20	20		20		
しゅんぎく	20	20		20		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○	5	20; カナダ	【0.004~2.9(n=21)(レタス)、1.4~7.7(n=17)(リーフレタス)、0.31~9.5(n=14)(セロリ)、4.0~13(n=10)(ほうれんそう)(カナダ)】
その他のきく科野菜	20	20		20		
たまねぎ	0.05	0.05	○	0.05		
ねぎ(リーキを含む。)	8	8	○	8		
にんにく	0.05	0.05	○	0.05		
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.03,0.06(¥)
わけぎ	0.05			0.05		
その他のゆり科野菜	20	8		20		
にんじん	0.05	0.05	○	0.05		
パースニップ	0.05	0.05		0.05		
セロリ	20	20		15	20; カナダ	【カナダレタス、リーフレタス、セロリ、ほうれんそう参照】
みつば	20			20		
その他のせり科野菜	0.05	0.05		0.05		
トマト	2	2	○	0.5	2; カナダ	【0.045~0.28(n=20)(カナダ)】
ピーマン	2	2	○	0.5	2; カナダ	【0.033~0.28(n=11)(カナダ)】
なす	2	2	○	0.5	2; カナダ	【0.071~0.47(n=9)(とうがらし)(カナダ)】
その他のなす科野菜	20	20	○	20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.3	0.4; カナダ	【0.012~0.12(n=9)(スカッシュ)(カナダ)】※2
しろりり	0.3	0.3		0.3		
すいか(果皮を含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3	0.3	○	0.3		
まくわうり(果皮を含む。)	0.3	0.3		0.3		
その他のうり科野菜	20	0.4		20		

農薬名 シアントラニリプロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	20	20	○	20	20; カナダ	【カナダレタス、リーフレタス、セロリ、ほうれんそう参照】※1
オクラ	0.5	0.5	○	0.5		
未成熟えんどう	2	2		2		
未成熟いんげん	2	2	○	1.5		
えだまめ	2	2	○	0.3		0.14,0.64(¥)
その他の野菜				20		※3
みかん(外果皮を含む。)	0.7	0.7	○	0.7		
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	0.7		
レモン	0.7	0.7	○	0.7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.7		
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.7		
ライム	0.7	0.7	○	0.7		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.7		
りんご	0.8	0.8	○	0.8		0.19,0.39(¥)
日本なし	1	1	○	0.8	1.5; カナダ	【0.078~0.65(n=8)(カナダ)】
西洋なし	2	2	○	0.8		
マルメロ	0.8	0.8		0.8		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8	0.8		0.8		
もも(果皮及び種子を含む。)	2	2	○	1.5		
ネクタリン	1	1	○			0.21,0.45(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	1	1	○			0.33,0.42(¥)
すもも(ブルーンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
うめ	3	3	○			0.51,1.05,1.13
おうとう(チェリーを含む。)	6	6	○	6		
いちご	2	1	○	1.5		
ブルーベリー	4	4	○	4		
クランベリー	0.08	4		0.08		
ハuckleベリー	4	4		4		
その他のベリー類果実	4	4		4		
ぶどう	2	2	○	1		0.39,1.00(¥)
かき	0.8	0.8		0.8		
マンゴー	0.7		申	0.7		
その他の果実	0.8	0.5	○	0.8		
ひまわりの種子	2	2		0.5	1.5; カナダ	【0.031~0.36(n=9)(カナダ)】
綿実	2	2		1.5		
なたね	2	2		0.8	1.5; カナダ	【0.017~0.65(n=17)(カナダ)】
ぎんなん	0.04			0.04		
くり	0.04	0.04		0.04		
ペカン	0.04	0.04		0.04		
アーモンド	0.04	0.04		0.04		
くるみ	0.04	0.04		0.04		
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.04		
茶	30	30	○			4.18,20.6(¥)(荒茶)
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス	3	3	○	0.7		0.80,1.13(¥)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20	20	○	20		
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2			0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	0.5			0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5		0.5		
牛の肝臓	2	2		1.5		
豚の肝臓	2			1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2		1.5		
牛の腎臓	2	2		1.5		
豚の腎臓	2			1.5		

農薬名 シアントラニプロロール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		1.5		
牛の食用部分	2	2		1.5		
豚の食用部分	2			1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	2	2		1.5		
乳	0.01	0.6		0.6		推:0.003
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04		
その他の家きんの脂肪	0.04	0.04		0.04		
鶏の肝臓	0.2	0.2		0.15		
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2		0.15		
鶏の腎臓	0.2	0.2		0.15		
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2		0.15		
鶏の食用部分	0.2	0.2		0.15		
その他の家きんの食用部分	0.2	0.2		0.15		
鶏の卵	0.2	0.2		0.15		
その他の家きんの卵	0.2	0.2		0.15		
とうがらし(乾燥させたもの)				5		※4
すもも(乾燥させたもの)				0.8		※4

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:※4のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1) 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、海外の作物残留試験成績に基づき基準値を設定した。

※2) 現行の基準値は当時のカナダの基準値を参照して設定したものであり、現在もカナダにおいて基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、カナダにおけるかぼちゃ及びその他のうり科野菜の基準値は、それぞれ0.7 ppmに変更されている。

※3) 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした(一律基準0.01 ppmが適用されることとなる)。

※4) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「すもも(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)及びすもも(乾燥させたもの)の加工係数をそれぞれ7及び1.6と算出している。

答申（案）

シアントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
とうもろこし	0.01
大豆	0.4
小豆類 ^{注1)}	0.3
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.05
その他のいも類 ^{注2)}	0.05
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.05
クレソン	20
はくさい	3
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	20
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	20
その他のきく科野菜 ^{注4)}	20
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	8
にんにく	0.05
アスパラガス	0.3
わけぎ	0.05

食品名	残留基準値 ppm
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	20
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
セロリ	20
みつば	20
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.05
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注7)}	20
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.4
しろうり	0.3
すいか (果皮を含む。)	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.3
まくわうり (果皮を含む。)	0.3
その他のうり科野菜 ^{注8)}	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.5
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
みかん (外果皮を含む。)	0.7
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.7
りんご	0.8
日本なし	1
西洋なし	2
マルメロ	0.8
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8
もも (果皮及び種子を含む。)	2
ネクタリン	1
あんず (アプリコットを含む。)	1
すもも (プルーンを含む。)	0.5
うめ	3
おうとう (チェリーを含む。)	6

食品名	残留基準値 ppm
いちご	2
ブルーベリー	4
クランベリー	0.08
ハuckleベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注10)}	4
ぶどう	2
かき	0.8
マンゴー	0.7
その他の果実 ^{注11)}	0.8
ひまわりの種子	2
綿実	2
なたね	2
ぎんなん	0.04
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.04
茶	30
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス ^{注13)}	3
その他のハーブ ^{注14)}	20
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注16)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙4)

農薬名 テトラコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05			0.05	米国 【<0.01~0.065(n=33)(米国)】
大麦	0.3	0.3			0.30	米国 【<0.01~0.248(n=20)(米国)】
とうもろこし	0.01		IT		0.01	米国 【<0.01,<0.01(米国)】
大豆	0.2	0.2			0.15	米国 【<0.01~0.068(#)(n=20)(米国)】
小豆類	0.09		IT		0.09	米国 【米国いんげん(<0.01~0.070(n=13)), えんどう(<0.01~0.048(n=12))】
えんどう	0.09		IT		0.09	米国 【米国いんげん、えんどう参照】
そら豆	0.09		IT		0.09	米国 【米国いんげん、えんどう参照】
その他の豆類	0.09		IT		0.09	米国 【米国いんげん、えんどう参照】
てんさい	0.2	0.2	○			0.02~0.08 (n=5)
トマト	0.6	0.7	○			0.12~0.26(#)(n=4)
ピーマン	0.3	0.3			0.30	米国 【米国トマト(0.016~0.085(n=9)), ピーマン(0.014~0.059(n=5)), ノンベルペッパー(0.040~0.110(n=3))】
なす	0.3	0.3			0.30	米国 【米国トマト、ピーマン、ノンベルペッパー参照】
その他のなす科野菜	0.3	0.3			0.30	米国 【米国トマト、ピーマン、ノンベルペッパー参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.11,0.15(#)(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○			0.15,0.45(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.2		IT		0.15	米国 【米国きゅうり(<0.01~0.084(n=7)), ペぼかぼちや(<0.01~0.047(n=5)), カントロップ(0.016~0.077(n=7))】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		IT		0.15	米国 【米国きゅうり、ペぼかぼちや、カントロップ参照】
その他のうり科野菜	0.2	0.2			0.15	米国 【米国きゅうり、ペぼかぼちや、カントロップ参照】
ほうれんそう	2	2	○			0.31,0.56(¥)
オクラ	0.3	0.3			0.30	米国 【米国トマト、ピーマン、ノンベルペッパー参照】
りんご	0.3	0.2	○			0.01~0.133(#)(n=4)※
日本なし	0.3	0.3	○			0.06,0.08(#)(¥)
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも		0.3	○			0.134,0.615(¥)
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○			0.15,0.58(#)(¥)
うめ	2	2	○			
いちご	2	2	○			0.38~0.68(#)(n=4)
ブルーベリー	0.3	0.3			0.25	米国 【米国いちご(<0.05~0.200(n=10))】
その他のベリー類果実	0.3	0.3			0.25	米国 【米国いちご参照】
ぶどう	0.2	0.2			0.20	米国 【<0.01~0.084(n=12)(米国)】
かき	0.5	0.5	○			0.12,0.13(¥)
その他の果実	0.3	0.3			0.30	米国 【米国トマト、ピーマン、ノンベルペッパー参照】
なたね	0.9		IT			【米国なたね(0.015~0.870(#)(n=16))】
その他のオイルシード	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(ペぼかぼちやの種子)
茶	30	20	○			3.24~14.6(n=4)(荒茶)
牛の筋肉	0.01	0.01				推:<0.010
豚の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				(牛の筋肉参照)

農薬名 テトラコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の脂肪	0.04	0.04				推:0.034
豚の脂肪	0.04	0.04				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	0.04				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.5	0.5				推:0.406
豚の肝臓	0.5	0.5				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.02				推:0.013
豚の腎臓	0.02	0.02				(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.5	0.5				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.5	0.5				(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:<0.010
鶏の筋肉	0.02	0.02				推:<0.020
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.06	0.06				推:0.058
その他の家きんの脂肪	0.06	0.06				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.03	0.03				推:0.021
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.02				推:<0.020
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02				(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02				推:0.014
その他の家きんの卵	0.02	0.02				(鶏の卵参照)

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※ りんごについては、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

答申（案）

テトラコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.3
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.09
えんどう	0.09
そら豆	0.09
その他の豆類 ^{注2)}	0.09
てんさい	0.2
トマト	0.6
ピーマン	0.3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注3)}	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.2
ほうれんそう	2
オクラ	0.3
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	2
うめ	2
いちご	2
ブルーベリー	0.3
その他のベリー類果実 ^{注5)}	0.3
ぶどう	0.2
かき	0.5
その他の果実 ^{注6)}	0.3
なたね	0.9
その他のオイルシード ^{注7)}	0.05
茶	30
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01

食品名	残留基準値 ppm
牛の脂肪	0.04
豚の脂肪	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注9)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.01
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.06
その他の家きんの脂肪	0.06
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.03
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙5)

農薬名 テトラニプロロール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(¥)
とうもろこし	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01(未成熟とうもろこし)
大豆	0.2	0.2	○			<0.01~0.07(n=6)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.05	○			<0.01,<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03		申			<0.01~0.02(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	30		申			5.44~11.0(n=6)
はくさい	4	3	○			0.32~1.88(n=6)
キャベツ	2	2	○			0.15~0.74(n=6)
ケール	20	15	○			(こまつな参照)
こまつな	20	15	○			0.94,4.92,7.92
きょうな	10	10	○			3.34,4.38(¥)(みずな)
チンゲンサイ	7	5	○			1.74,2.32,2.74
ブロッコリー	9	10	○			1.76,2.98,3.47
その他のあぶらな科野菜	20	15	○			(こまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	20	○			12.9,15.0(リーフレタス) 6.94,15.2(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.17~1.03(n=6)
トマト	2	2	○			0.25~0.74(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	3	2	○			0.32,0.88,1.04
なす	0.8	0.7	○			0.08~0.45(n=6)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.07~0.21(n=6)
すいか(果皮を含む。)	0.4	0.3	○			0.11~0.16(n=6)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	0.5	○			0.12,0.15,0.16
ほうれんそう	30		申			6.33~12.0(n=6)
未成熟えんどう	3		申			0.44,1.48(¥)
未成熟いんげん	2		申			0.30,0.38,0.82
えだまめ	2	2	○			0.02,0.28,0.79
みかん(外果皮を含む。)	1		IT	1.0	カナダ	【カナダ オレンジ、マンダリン参照】
なつみかんの果実全体	0.9		IT	0.9	カナダ	【カナダ グレープフルーツ参照】
レモン	2		IT	1.5	カナダ	【<0.01~0.767(n=5)(カナダ)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT	1.0	カナダ	【カナダ オレンジ(0.017~0.293(n=8))、マンダリン(0.123~0.543(n=4))】
グレープフルーツ	0.9		IT	0.9	カナダ	【0.023~0.493(n=6)(カナダ)】
ライム	2		IT	1.5	カナダ	【カナダ レモン参照】
その他のかんきつ類果実	2		IT	1.5	カナダ	【カナダ レモン参照】
りんご	1	1	○			0.22~0.55(n=6)
日本なし	0.5	0.5	○			0.08~0.24(n=6)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	0.9	1	○			0.16,0.17,0.41
ネクタリン	0.9		申			(もも参照)
あんず(アプリコットを含む。)	2	1	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.1	0.1	○			0.01,0.02(¥)
うめ	2	1	○			0.34,0.36,0.50
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			0.32,0.40(¥)
いちご	2	2	○			0.26,0.69,0.86
ぶどう	2	2	○			0.23~0.78(n=4)
かき	0.5	0.5	○			0.10~0.22(n=6)

農薬名 テトラニプロロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぎんなん	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド、ペカン参照】
くり	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド、ペカン参照】
ペカン	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド(<0.01~0.016(n=5))、ペカン(<0.01(n=8))】
アーモンド	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド、ペカン参照】
くるみ	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド、ペカン参照】
その他のナッツ類	0.03		IT	0.03	カナダ	【カナダアーモンド、ペカン参照】
茶	80	50	○			1.82~41.7(n=6)(荒茶)
その他のハーブ	20	15	○			(こまつな参照)
牛の筋肉	0.02		IT	0.02	カナダ	推:0.019
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02		IT	0.02	カナダ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.04		IT	0.04	カナダ	推:0.037
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04		IT	0.04	カナダ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.3		IT	0.3	カナダ	推:0.264
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3		IT	0.3	カナダ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.3		IT	0.3	カナダ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3		IT	0.3	カナダ	【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	0.3		IT	0.3	カナダ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3		IT	0.3	カナダ	【牛の肝臓参照】
乳	0.05		IT	0.05	カナダ	推:0.048
魚介類	0.05	0.05				推:0.046
はちみつ	0.05	0.05				※1

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

推:推定される残留濃度であることを示す

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和3年3月11日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

答申（案）

テトラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30
はくさい	4
キャベツ	2
ケール	20
こまつな	20
きょうな	10
チンゲンサイ	7
ブロッコリー	9
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	40
ねぎ（リーキを含む。）	2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.8
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
ほうれんそう	30
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	0.9
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	0.9
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	2
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.9
ネクタリン	0.9

食品名	残留基準値 ppm
あんず（アプリコットを含む。）	2
すもも（プルーンを含む。）	0.1
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	2
ぶどう	2
かき	0.5
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注3)}	0.03
茶	80
その他のハーブ ^{注4)}	20
牛の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04
牛の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注6)}	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.05
魚介類	0.05
はちみつ	0.05

注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名 ピコキシストロビン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.04	0.04		0.04		【<0.01~0.028(n=25)(米国)】
大麦	0.3	0.3		0.3		
ライ麦	0.04	0.04		0.04		
とうもろこし	0.04	0.04		0.01	0.04 米国	【<0.01(n=15)(米国)】
そば	0.04	0.04			0.04 米国	【米国小麦、とうもろこし参照】
その他の穀類	0.3	0.3		0.3		
大豆	0.06	0.06		0.06		
小豆類	0.2	0.2	○	0.06		0.02, 0.03(¥)(いんげんまめ)
えんどう	0.06	0.06		0.06		
そら豆	0.06	0.06		0.06		
その他の豆類	0.06	0.06		0.06		
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.05	○			<0.01, <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.08	0.1	○			<0.01~0.05(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	30	15	○			2.95~11.8(n=6)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.08, 0.12, 0.22
かぶ類の葉	70	40	○			17, 25, 25.6
はくさい	2	2	○			0.22, 0.72(¥)
キャベツ	2	1	○			0.03~0.56(n=4)
カリフラワー	6		申			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	6	5	○・申			0.41, 2.18, 2.30
その他のあぶらな科野菜	6		申			(ブロッコリー参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	15	○			4.42, 5.49(サラダ菜), 6.68, 7.42(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.35, 0.52(¥)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
にら	30	15	○			4.38, 8.26, 8.38
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.04, 0.10(¥)
にんじん	0.5	0.5	○			0.04~0.25(n=6)
その他の野菜	0.08	0.08			0.08 米国	【米国なたね参照】
みかん(外果皮を含む。)	2	2	○			0.55, 0.75(¥)
なつみかんの果実全体	3	3	○			0.80, 1.06(¥)
レモン	3	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	3	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	3	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.34, 0.62(¥)
日本なし	1	1	○			0.38, 0.43(¥)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	5	5	○			0.51, 2.45(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			1.40, 2.20(¥)
ごまの種子	0.08	0.08			0.08 米国	【米国なたね参照】
なたね	0.08	0.08			0.08 米国	【<0.01~0.047(n=16)(米国)】
その他のオイルシード	0.08	0.08			0.08 米国	【米国なたね参照】
その他のスパイス	10	10	○			1.58, 4.58(¥)(みかんの果皮)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02		
豚の脂肪	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		

農薬名 ピコキシストロビン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
小麦はい芽	0.2	0.2		0.15		
小麦ふすま	0.2	0.2		0.15		
とうもろこし油				0.15		※
大豆油		0.2		0.2		※

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※加工食品である「とうもろこし油」及び「大豆油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうもろこし油及び大豆油の加工係数をそれぞれ6.9及び3.4と算出している。

答申（案）

ピコキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.04
大麦	0.3
ライ麦	0.04
とうもろこし	0.04
そば	0.04
その他の穀類 ^{注1)}	0.3
大豆	0.06
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.06
そら豆	0.06
その他の豆類 ^{注3)}	0.06
やまいも（長いものをいう。）	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.08
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	70
はくさい	2
キャベツ	2
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	30
アスパラガス	0.3
にんじん	0.5
その他の野菜 ^{注5)}	0.08
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	3
りんご	2
日本なし	1
西洋なし	1

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	5
おうとう（チェリーを含む。）	5
ごまの種子	0.08
なたね	0.08
その他のオイルシード ^{注7)}	0.08
その他のスパイス ^{注8)}	10
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注10)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
小麦はい芽	0.2
小麦ふすま	0.2

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 フェンピロキシメート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01		0.01		
大豆		0.05				<0.005,0.012(¥)(あずき) 0.021,0.024(¥)(#)
小豆類	0.05	0.05	○			
えんどう	0.1	0.1	○			
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
てんさい	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005(¥)
その他のきく科野菜	3			3		
セロリ	3			3		
トマト	0.5	0.5	○	0.3		0.130,0.189(¥)(ニマト)
ピーマン	1	1	○	0.2		0.304,0.307(¥)(#)
なす	0.5	0.5	○	0.3		0.112,0.198(¥)
その他のなす科野菜	2	2	○	0.2		0.706,0.744(¥)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.4	0.5	○	0.3		0.076~0.182(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.06		0.3		
しろり	0.2			0.2		
すいか		0.02	○			
すいか(果皮を含む。)	0.3		○	0.05		0.038~0.174(n=5)
メロン類果実		0.02	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5		○	0.2		0.135,0.150,0.158
まくわうり(果皮を含む。)	0.2			0.2		
その他のうり科野菜	0.3	0.5	○	0.3		
ほうれんそう	0.5	0.5	○			0.01,0.14(¥)
未成熟えんどう	0.5	0.5	○			0.108,0.151(¥)
未成熟いんげん	0.7	0.7	○	0.5		0.118,0.268(¥)
えだまめ	2	2	○	0.5		0.186,0.626(¥)
その他の野菜		5	○	3		
その他の野菜(ずいきに限る。)	0.3		○			<0.1,<0.1(¥)(はすいも(葉柄))
その他の野菜(ずいき、もやし、れんこんを除く。)	5		○	3		2.18,2.32(¥)(食用さくら)
みかん		0.1	○・申			
みかん(外果皮を含む。)	2		○・申	1		0.25~0.54(n=6)
なつみかんの果実全体	2	1	○・申	0.5		(みかん(外果皮を含む。))参照
レモン	2	1	○・申	1		(みかん(外果皮を含む。))参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1	○・申	0.7		(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	2	1	○・申	0.5		(みかん(外果皮を含む。))参照
ライム	2	1	○・申	1		(みかん(外果皮を含む。))参照
その他のかんきつ類果実	2	1	○・申	1		(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	0.3	0.3	○	0.2		0.030,0.081(¥)
日本なし	0.5	0.5	○	0.2		0.046,0.119(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○	0.2		(日本なし参照)
びわ		0.1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.8		○			0.072,0.199,0.341
もも		0.03	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	0.8		○	0.8		
ネクタリン	1	1	○			0.12,0.42(¥)
あんず(アプリコットを含む。)	0.4			0.4		
すもも(ブルーベリーを含む。)	1	1	○	0.05		(ネクタリン参照)
うめ	2	2	○			0.479,0.749(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		

農薬名 フェンピロキシメート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご	0.5	0.5	○	0.3		0.158,0.177(¥)
ラズベリー	3	0.2		3		
ブラックベリー	3			3		
ブルーベリー	2			2		
ハuckleベリー	2			2		
その他のベリー類果実	3	0.5		3		
ぶどう	1	1	○	0.1		0.07~0.502(n=4)
かき	0.5	0.5	○			0.070,0.102(¥)
キウイ		0.05				
キウイ(果皮を含む。)	2		○			0.339,0.592(¥)
アボカド	0.2	0.2		0.2		
パイナップル	0.05		IT			【0.0077,0.0107,0.0220(フィリピン)】
マンゴー	0.4	1			0.6* 米国	【米国ざくろ(0.075~0.148(n=4))】
その他の果実	2	0.5	○	2		
綿実	0.06	0.1			0.1* 米国	【<0.02~0.0385(#)(n=12)米国】
ぎんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.05	0.05		0.05		
ペカン	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.05	0.05		0.05		
くるみ	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	40	40	○	8		11.6,31.2(#)(¥)(荒茶)
コーヒー豆	0.07	0.07		0.07		
ホップ	15	15	○	15		
その他のスパイス	6	5	○・申	2		1.34~2.18(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	3	2	○	3		
牛の筋肉	0.2	0.1		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.1		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.1		0.2		
牛の脂肪	0.2	0.1		0.2		
豚の脂肪	0.2	0.1		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.1		0.2		
牛の肝臓	0.8	0.5		0.8		
豚の肝臓	0.8	0.5		0.8		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.5		0.8		
牛の腎臓	0.8	0.5		0.8		
豚の腎臓	0.8	0.5		0.8		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.5		0.8		
牛の食用部分	0.8	0.5		0.8		
豚の食用部分	0.8	0.5		0.8		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.5		0.8		
乳	0.01	0.01		0.01		

農薬名 フェンピロキシメート

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
すもも(乾燥させたもの) 干しぶどう				0.15		※
				0.2		※

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの、または、※のとおり、基準値を設定しないもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

その他の野菜のもやし及びれんこんは短期暴露評価でESTI試算を超えるため、一律基準とする。

※) 加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはすもも(乾燥させたもの)及び干しぶどうの加工係数をそれぞれ2.0及び2と算出している。

*: 米国の基準値は、フェンピロキシメート及び代謝物Bをフェンピロキシメート換算にしたものの和である。

答申（案）

フェンピロキシメート

今回基準値を設定するフェンピロキシメートとは、農産物にあつてはフェンピロキシメートのみとし、畜産物にあつてはフェンピロキシメート及び代謝物D【(E)-4-[(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾール-4-イル)メチレンアミノオキシメチル]安息香酸】をフェンピロキシメートに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
小豆類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.1
ばれいしょ	0.05
てんさい	0.02
その他のきく科野菜 ^{注2)}	3
セロリ	3
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注3)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.3
ほうれんそう	0.5
未成熟えんどう	0.5
未成熟いんげん	0.7
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注5)} （ずいきに限る。）	0.3
その他の野菜（ずいき、もやし、れんこんを除く。）	5
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	2
りんご	0.3
日本なし	0.5

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8
もも（果皮及び種子を含む。）	0.8
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	0.4
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	0.5
ラズベリー	3
ブラックベリー	3
ブルーベリー	2
ハuckleベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注7)}	3
ぶどう	1
かき	0.5
キウイ（果皮を含む。）	2
アボカド	0.2
パイナップル	0.05
マンゴー	0.4
その他の果実 ^{注8)}	2
綿実	0.06
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注9)}	0.05
茶	40
コーヒー豆	0.07
ホップ	15
その他のスパイス ^{注10)}	6
その他のハーブ ^{注11)}	3
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.8
豚の肝臓	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.8
豚の腎臓	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 ^{注13)}	0.8
豚の食用部分	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.01

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙8)

農薬名 フルエンスルホン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.08			0.08		
大麦	0.08			0.08		
ライ麦	0.08			0.08		
とうもろこし	0.2			0.15		
そば	0.08			0.08		
その他の穀類	0.08			0.08		
ばれいしょ	0.8	0.8		0.8		
さといも類(やつがしらを含む。)	3	3		3		
かんしょ	4	5	○	0.8		0.518,0.922,1.82
やまいも(長いもをいう。)	3	3		3		
こんにやくいも	3			3		
その他のいも類	3	3		3		
てんさい	3			3		
さとうきび	0.06			0.06		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	4	4		4		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50	50		50		
かぶ類の根	4	4		4		
かぶ類の葉	30	30		10		【米国ラディッシュの葉(1.48～13.7(#)(n=4)),だいこんの葉(0.037～4.35(n=4)),かぶの葉(0.038～4.77(n=4))参照】※1
西洋わさび	4	4		4		
クレソン	3	3		1.5		【米国ほうれんそう(<0.008～1.77(#)(n=6)),レタス(<0.008～0.661(#)(n=6)),リーフレタス(0.018～1.36(#)(n=6)),セルリー(<0.008～1.03(n=6))参照】※1
はくさい	2	2		1.5		
キャベツ	2	2		1.5		
芽キャベツ	2	2		1.5		
ケール	15	15		1.5		
こまつな	9	15		9		
きょうな	15	15		1.5		【米国からしな,こまつな,みずな参照】※1
チンゲンサイ	15	15				【米国からしな,こまつな,みずな参照】※1
カリフラワー	2	2		1.5		
ブロッコリー	2	2		1.5		
その他のあぶらな科野菜	15	15		3		【米国からしな,こまつな,みずな参照】※1
ごぼう	3	3		3		
サルシフィー	3	3		3		
チコリ	1			1		
エンダイブ	3	3		1		【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】※1
しゅんぎく	3	3		1		【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】※1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3		1		【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】※1
その他のきく科野菜	30	30		3		【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】※1

農薬名 フルエンスルホン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
にんじん	4	4		4		
パースニップ	4	4		4		
パセリ	3	3				
セロリ	3	3		2		【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】※1
みつば	1			1		
その他のせり科野菜	30	30		4		【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】※1
トマト	2	1	○	0.7		0.175,0.463,0.484(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○	0.7		
なす	0.7	0.7	○	0.7		
その他のなす科野菜	1	0.7		1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.9	1	○	0.7		0.215,0.270,0.366
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○	0.7		0.079,0.181,0.668
すいか	0.09	0.2	○			0.024,0.024,0.038
メロン類果実	2	2	○			0.071,0.087,0.682
その他のうり科野菜	3	3		3		
ほうれんそう	4	4		4		
オクラ	0.7	0.7		0.7		
しょうが	0.8	0.8			0.8 米国	【米国ばれいしょ(0.081~0.517(n=22))参照】
未成熟えんどう	0.1			0.1		
未成熟いんげん	0.1			0.1		
えだまめ	0.1			0.1		
その他の野菜	30	30		4		【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】※1
みかん(外果皮を含む。)	0.2			0.2		
なつみかんの果実全体	0.2			0.2		
レモン	0.2			0.2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2			0.2		
グレープフルーツ	0.2			0.2		
ライム	0.2			0.2		
その他のかんきつ類果実	0.2			0.2		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.09			0.09		
ネクタリン	0.09			0.09		
あんず(アブリコットを含む。)	0.09			0.09		
すもも(ブルーンを含む。)	0.09			0.09		
うめ	0.09			0.09		
おうとう(チェリーを含む。)	0.09			0.09		
いちご	0.5	0.5		0.5		
ブルーベリー	0.5	0.5			0.5 米国	【米国いちご(<0.0083~0.270(n=8))参照】
クランベリー	0.5	0.5		0.5		
その他のベリー類果実	0.8	0.5	IT	0.5	0.8 米国	【米国ぶどう(<0.025~0.489(n=9)),キウイー(<0.025,0.025,0.315)参照】
ぶどう	0.8		IT	0.7	0.8 米国	【米国ぶどう,キウイー参照】
キウイー(果皮を含む。)	0.8		IT	0.8	米国	【米国ぶどう,キウイー参照】
パッションフルーツ	0.8		IT	0.8	米国	【米国ぶどう,キウイー参照】
その他の果実	0.8	0.7	IT	0.7	0.8 米国	【米国ぶどう,キウイー参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぎんなん	0.03			0.025		
くり	0.03			0.025		
ペカン	0.03			0.025		
アーモンド	0.03			0.025		
くるみ	0.03			0.025		
その他のナッツ類	0.03			0.025		
コーヒー豆	0.05			0.05		
その他のスパイス		0.5				
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)	0.8				0.8 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のハーブ	20	20		20		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

農薬名 フルエンズルホン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ポテトフレーク				2		※2
トマトペースト				1.5		※2
とうがらし(乾燥させたもの)				7		※2
干しぶどう				2		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの、または、※2のとおり、基準値を設定しないもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

※1) 現行の基準値は当時の米国の基準値を参照して設定したものであり、現在も米国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、米国におけるかぶの葉等、ケール等、及びエンダイブ等の基準値は、それぞれ50、20及び4 ppmに変更されている。

※2) 加工食品である「ポテトフレーク」、「乾燥とうがらし」、「トマトペースト」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは「ポテトフレーク」、「乾燥とうがらし」、「トマトペースト」及び「干しぶどう」の加工係数をそれぞれ2.4、10、1.8及び2.4と算出している。

答申（案）

フルエンズルホン

今回基準値を設定するフルエンズルホンとは、農産物にあつてはフルエンズルホン及び代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルズルホン酸】をフルエンズルホンに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはフルエンズルホンをいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.08
大麦	0.08
ライ麦	0.08
とうもろこし	0.2
そば	0.08
その他の穀類 ^{注1)}	0.08
ばれいしょ	0.8
さといも類（やつがしらを含む。）	3
かんしょ	4
やまいも（長いもをいう。）	3
こんにやくいも	3
その他のいも類 ^{注2)}	3
てんさい	3
さとうきび	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	50
かぶ類の根	4
かぶ類の葉	30
西洋わさび	4
クレソン	3
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	15
こまつな	9
きょうな	15
チンゲンサイ	15
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	15

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	3
サルシフィー	3
チコリ	1
エンダイブ	3
しゅんぎく	3
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	3
その他のきく科野菜 ^{注4)}	30
にんじん	4
パースニップ	4
パセリ	3
セロリ	3
みつば	1
その他のせり科野菜 ^{注5)}	30
トマト	2
ピーマン	0.7
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注6)}	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.9
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2
すいか	0.09
メロン類果実	2
その他のうり科野菜 ^{注7)}	3
ほうれんそう	4
オクラ	0.7
しょうが	0.8
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.1
えだまめ	0.1
その他の野菜 ^{注8)}	30
みかん (外果皮を含む。)	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.2

食品名	残留基準値 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	0.09
ネクタリン	0.09
あんず（アプリコットを含む。）	0.09
すもも（プルーンを含む。）	0.09
うめ	0.09
おうとう（チェリーを含む。）	0.09
いちご	0.5
ブルーベリー	0.5
クランベリー	0.5
その他のベリー類果実 ^{注10)}	0.8
ぶどう	0.8
キウイー（果皮を含む。）	0.8
パッションフルーツ	0.8
その他の果実 ^{注11)}	0.8
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.03
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス（根又は根茎に限る。） ^{注13)}	0.8
その他のハーブ ^{注14)}	20
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注16)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13) 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ又はカンゾウの根又は根茎をいう。

注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙9-1)

アンピシリンの推定摂取量(単位:ug/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の脂肪*	0.03				
牛の肝臓	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.04	0.0	0.0	0.1	0.0
豚の筋肉*	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の脂肪*	0.06				
豚の肝臓	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.009	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.05				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.04				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.04				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.03				
乳	0.02				
鶏の筋肉*	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の脂肪*	0.02				
鶏の肝臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.02	0.0	0.0	0.1	0.0
その他の家きんの筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家きんの脂肪*	0.05				
その他の家きんの肝臓*	0.05				
その他の家きんの腎臓*	0.05				
その他の家きんの食用部分*	0.05				
鶏の卵	0.01	0.4	0.3	0.5	0.4
はちみつ	0.009	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類(さけ目魚類に 限る。)	0.05	0.5	0.3	0.2	0.6
魚介類(うなぎ目魚類に 限る。)	0.05	0.1	0.0	0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に 限る。)	0.06	2.0	0.9	1.2	2.5
魚介類(その他の魚類に 限る。)	0.05	1.4	0.6	0.8	1.9
魚介類(貝類に限る。)	0.05	0.2	0.1	0.1	0.3
魚介類(甲殻類に限る。)	0.05	0.3	0.2	0.3	0.3
その他の魚介類	0.05	0.4	0.1	0.2	0.5
計		14.2	11.7	14.5	13.4
ADI比(%)		8.6	23.7	8.3	8.0

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値:基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

アンピシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.04
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.009
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分 ^{注2)}	0.04
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.03
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.05
魚介類（貝類に限る。）	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05
その他の魚介類 ^{注5)}	0.05
はちみつ	0.009

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(別紙9-2)

バシトラシンの推定摂取量(単位:µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
牛の筋肉	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の脂肪	0.5	0.25 ^{※1}				
牛の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.4	0.0
牛の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.1	0.0	0.9	0.1
豚の筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
豚の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.1	0.0	0.0
豚の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.2	0.1	0.0	0.1
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の筋肉*	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の脂肪*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の肝臓*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の腎臓*	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に 属する動物の食用部分*	0.2	0.2				
乳	0.4	0.08 ^{※2}				
鶏の筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
鶏の肝臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.2	0.1	0.0	0.2
鶏の腎臓	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.5	0.25 ^{※1}	0.5	0.3	0.7	0.4
その他の家さんの筋肉*	0.5	0.25 ^{※1}	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の家さんの脂肪*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家さんの肝臓*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家さんの腎臓*	0.5	0.25 ^{※1}				
その他の家さんの食用部分*	0.5	0.25 ^{※1}				
鶏の卵	0.5	0.25 ^{※1}	10.3	8.2	12.0	9.4
その他の家さんの卵	0.5	0.25 ^{※1}	0.1	0.1	0.1	0.1
計			51.6	49.7	64.2	41.3
ADI 比 (%)			24.0	77.2	28.1	18.9

EDI: 推定1日摂取量 (Estimate Daily Intake)

EDI試算式: 暴露評価に用いた値×各食品の平均摂取量

※1 定量限界値を基にした基準値案であることから、定量限界値の1/2の値を用いた。

※2 定量限界値を基にした基準値案であること、日本国内では乳中への残留が想定されない使用方法であることから、定量限界値の1/2に乳の輸入割合4割を掛けた値を用いた。

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

バシトラシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.4
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.5
その他の家きんの肝臓	0.5
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.5
その他の家きんの食用部分	0.5
鶏の卵	0.5
その他の家きんの卵	0.5

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙9-3)

フェノキシメチルペニシリンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
豚の筋肉*	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の脂肪*	0.03				
豚の肝臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
計		1.3	1.0	1.3	0.9
最大許容摂取量比 (%)		4.3	3.4	4.3	3.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値案を用いた。

答申（案）

フェノキシメチルペニシリン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分 ^{注1)}	0.03

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(別紙10-1)

塩化ジデシルジメチルアンモニウムの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
牛の筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の脂肪*	0.05				
牛の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.1	0.0
牛の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.2	0.0
豚の筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の脂肪*	0.05				
豚の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の筋肉*	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の脂肪*	0.05				
鶏の肝臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.05	0.1	0.1	0.1	0.1
鶏の卵	0.05	2.1	1.6	2.4	1.9
計		6.1	4.6	7.0	4.8
ADI 比 (%)		0.1	0.3	0.1	0.1

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

*各部位のうち、最も高い基準値を用いた。

答申（案）

塩化ジデシルジメチルアンモニウム

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注1)}	0.05
豚の食用部分	0.05
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
鶏の卵	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙10-2）

オルトジクロロベンゼン

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙10-3）

クロキサシリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.04
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.04
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.04
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.04
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注2)}	0.04
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.02
鶏の筋肉	0.3
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.3
鶏の脂肪	0.3
その他の家きんの脂肪	0.3
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.3
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.3
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.3
魚介類（その他の魚類 ^{注4)} に限る。）	0.3
魚介類（貝類に限る。）	0.3
魚介類（甲殻類に限る。）	0.3
その他の魚介類 ^{注5)}	0.3

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(別紙10-4)

答申（案）

カルバドックスについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが妥当である。

(別紙10-5)

答申（案）

クマホスについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが妥当である。

令和4年7月1日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出等の状況（報告）

1. 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の概要（別添1）

（1）制度の概要

遺伝子組換え食品等を輸入・販売等する際には、安全性審査を行う必要があり、審査を行っていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売等は、食品衛生法に基づき禁止されている。

申請者から安全性審査の申請がなされると、厚生労働省は食品安全委員会に食品健康影響評価（以下「評価」という。）の諮問を行う。厚生労働省からの諮問に基づき、食品安全委員会で評価を行う。

厚生労働省はその評価結果の答申を受けて、審査品目が人の健康を損なうおそれがないとされた場合に安全性審査の手続きを経た旨を官報に掲載し公表する。

（2）審査済みの食品等

令和4年3月28日の時点で、我が国で安全性審査を経た旨が公表されている遺伝子組換え食品は9作物 330品種、遺伝子組換え添加物は 22種類 68品目である。

2. ゲノム編集技術応用食品及び添加物の届出の概要（別添2）

（1）制度の概要

ゲノム編集技術を用いて作られた食品等のうち、外来遺伝子又はその一部を含む場合は、組換えDNA技術に該当するものとして安全性審査を経ることとなる。一方、自然界又は従来品種改良でも起こり得る範囲の遺伝子変化により得られるものは、従来品種改良技術を用いた食品と比べた安全性等の観点から、開発者等から届出を求めて公表する（「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年9月19日付け生食発0919第3号「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて」別添））。

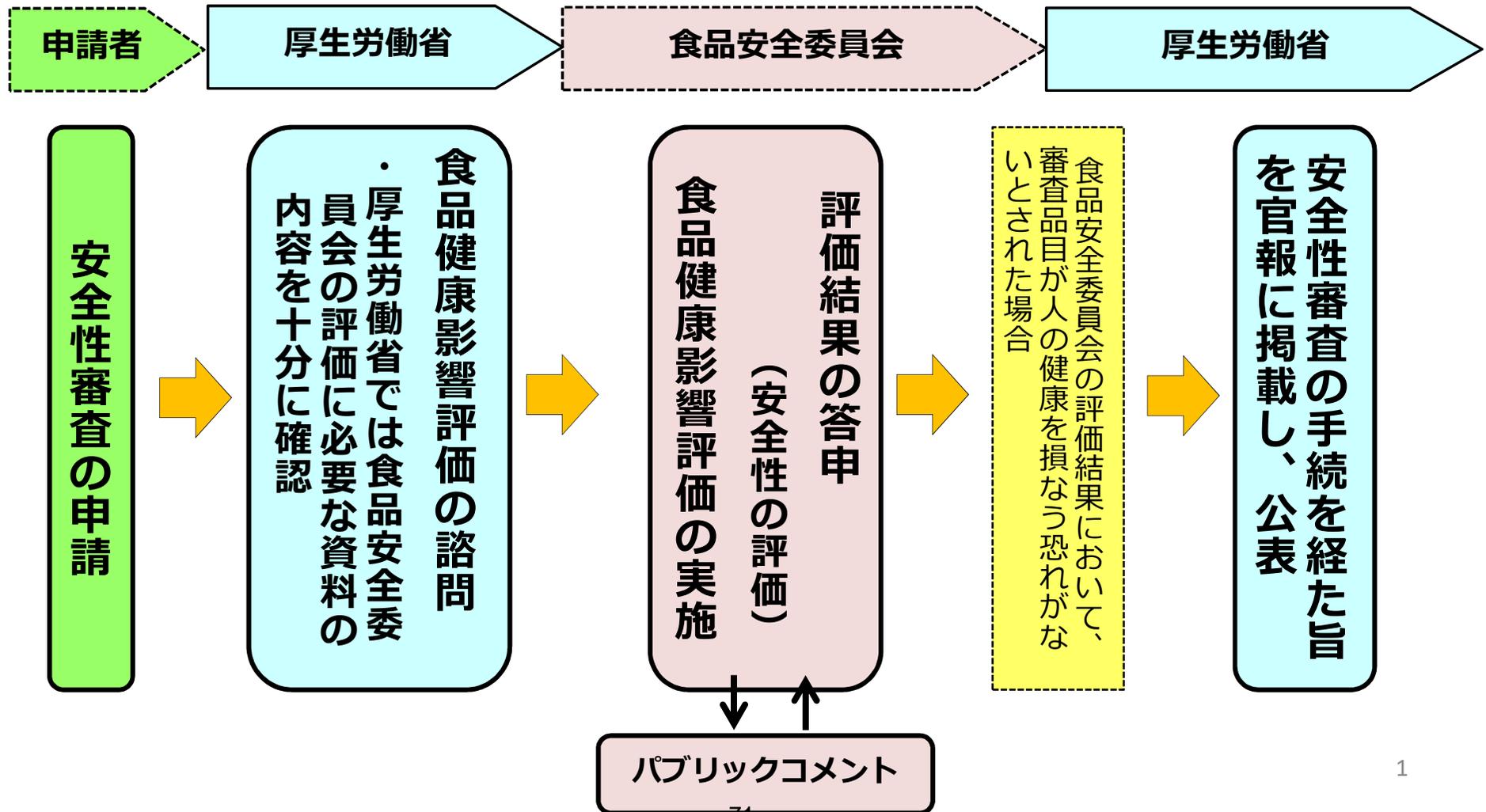
（2）届出済みの食品等

令和4年3月28日の時点で、届出がなされたゲノム編集技術応用食品は 3品種である。

（以上）

遺伝子組換え食品等の安全性審査 (別添1)

- 遺伝子組換え食品等を輸入・販売等する際には、安全性審査を行う必要があり、審査を行っていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品等の製造・輸入・販売等は、食品衛生法に基づき禁止されている。
- 安全性審査は、品目ごとに厚生労働省が食品安全委員会の意見を聴いて行うこととなっている。



安全性審査を経た遺伝子組換え食品及び添加物

我が国で安全性審査を経た、遺伝子組換え食品は9作物330品種、
遺伝子組換え添加物は22種類68品目ある。（※令和4年3月28日時点）

食品（9作物330品種）

名称	数	性質
じゃがいも	12	害虫に強い ウイルス病に強い
大豆	28	特定の除草剤で枯れない 特定の成分（オレイン酸など）を多く含む
てんさい （砂糖大根）	3	特定の除草剤で枯れない
とうもろこし	209	害虫に強い 特定の除草剤で枯れない
なたね	23	特定の除草剤で枯れない
わた	48	害虫に強い 特定の除草剤で枯れない
アルファルファ	5	特定の除草剤で枯れない
パパイヤ	1	ウイルス病に強い
カラシナ	1	特定の除草剤で枯れない

添加物（22種類68品目）

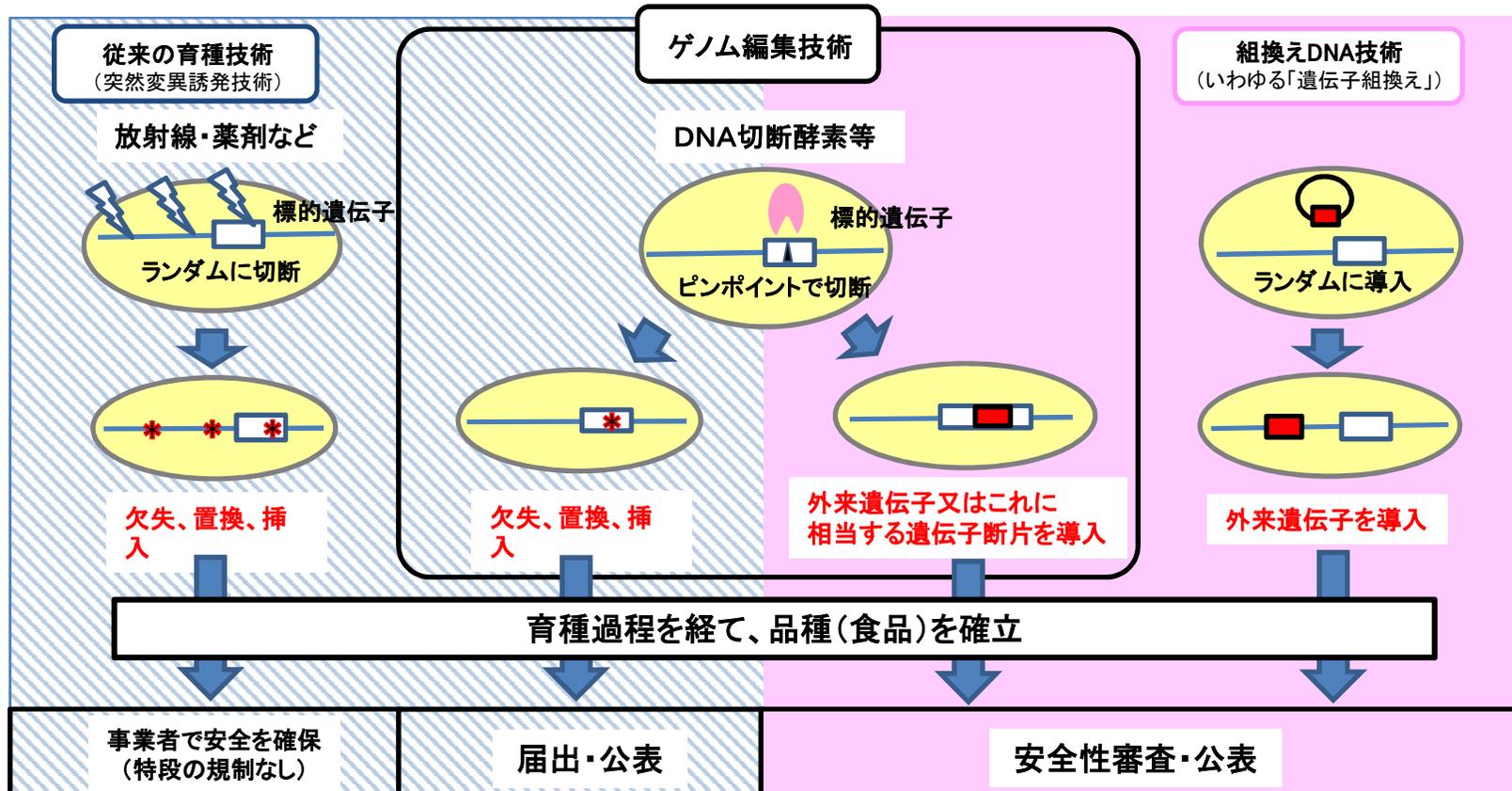
名称	数	性質
α-アミラーゼ	15	生産性向上 耐熱性向上 等
キモシン	5	
ブルナーゼ	4	
リパーゼ	6	
リボフラビン	2	
グルコアミラーゼ	5	
α-グルコシルトランスフェラーゼ	3	
シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ	1	
アスパラギナーゼ	1	
ホスホリパーゼ	6	
β-アミラーゼ	1	
エキソマルトテトラオヒドロラーゼ	2	
酸性ホスファターゼ	1	
グルコースオキシダーゼ	2	
プロテアーゼ	2	
ヘミセルラーゼ	2	
キシラーゼ	5	
β-ガラクトシダーゼ	1	
プシコースエピメラーゼ	1	
テルペン系炭化水素類	1	
α-グルコシダーゼ	1	
ペクチナーゼ	1	

- 上記の他に、一定の要件に適合するものについては安全性審査を経ずに
又は一部が簡略化された安全性審査を経て販売等が認められている。
- ・ 審査済みの遺伝子組換え作物同士を掛け合わせた品種
（大豆、とうもろこし、なたね、わた）
 - ・ 最終製品が高度に精製された非タンパク質性の添加物
（L-グルタミン酸、L-アルギニン等のアミノ酸等）

(別添2)

ゲノム編集技術とその応用食品等の取扱い

ゲノム編集技術は、特定のDNA部位を切断する酵素(ハサミ)を細胞内で発現させ、高い精度で標的DNAを切断することができる技術であり、これを応用した食品等の食品衛生上の取扱いは以下のとおり。

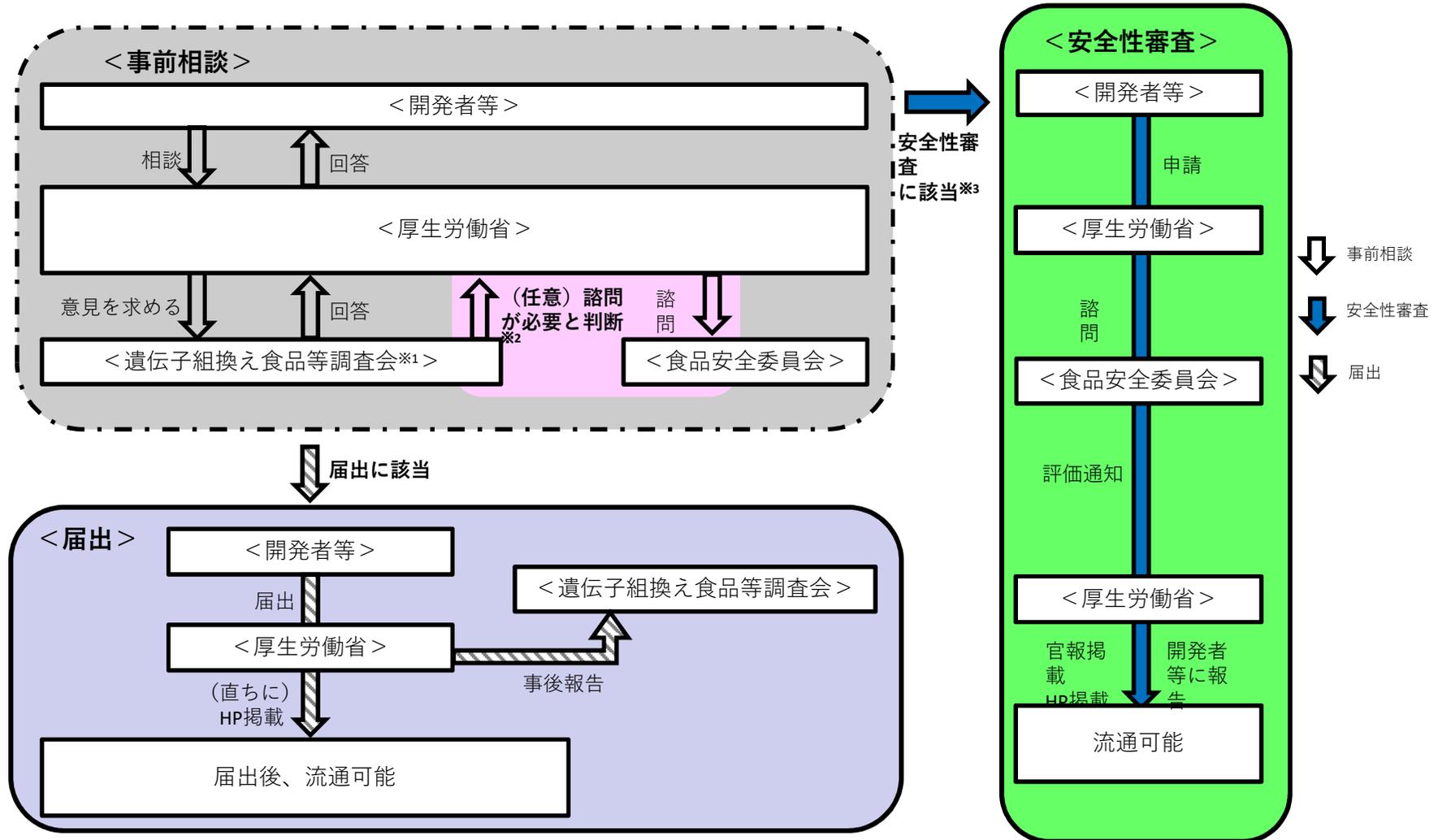


※ 開発者等から厚生労働省に対して事前相談を行うことを必須とし、厚生労働省は「遺伝子組換え食品等調査会」等に対して「届出」又は「安全性審査(食品安全委員会への諮問)」のどちらに該当するか、意見を求める。

※ ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(令和元年9月19日付け生食0919第3号「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱いについて」別添)により、令和元年10月より運用開始。

(一部改変)

ゲノム編集技術応用食品の取扱いに係るフロー図



※1 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会
 ※2 新食品及び新技術については、必要に応じて食品安全委員会へ諮問し、その取扱い等について新開発食品調査部会で決定
 ※3 外来遺伝子が確認された場合等は、遺伝子組換え食品等として安全性審査に該当

ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づき届出された食品及び添加物一覧

このページでは、「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領に基づき届出された食品及び添加物一覧」を掲載しています。届出があり次第、順次公開して参ります。

公開届出情報一覧

N o.	届出年 月日	種 類	品目名	開発者等	届出者	上市 年月	公開届出情 報	備 考
1	2020年1 2月11日	食 品	グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一 部を改変しGABA含有量を高めたトマ ト	サナテックシー ド株式会社	サナテックシー ド株式会社	2021 年9月	 PDF [7 63KB] 	
2	2021年9 月17日	食 品	可食部増量マダイ (E189-E90系統)	リージョナルフ イッシュ株式会 社	リージョナルフ イッシュ株式会 社	2021 年10 月	 PDF [1 41KB] 	
3	2021年1 0月29日	食 品	高成長トラフグ (4D-4D系統)	リージョナルフ イッシュ株式会 社	リージョナルフ イッシュ株式会 社	2021 年11 月	 PDF [1 41KB] 	